

(資料1)

## 大阪市D X 戦略実行支援業務委託

落札者決定基準

令和8年1月

大阪市デジタル統括室

## 1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があつた者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札評価会議において、学識経験を有する者（以下「評価委員」という。）の意見を聞くものとする。

### (1) 提案内容の評価

落札者決定基準別紙「大阪市DX戦略実行支援業務委託 提案書評価表」（以下「提案書評価表」という。）に基づき、提案内容を評価し、「技術評価点」を与える。

### (2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」という。）を与える。

### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

令和4年度末に策定した「Re-Design おおさか～大阪市DX戦略～」に基づき、毎年度取組計画（アクションプラン）の追加・見直しを行いDX推進に取り組んでいる。令和8年度についても、より効果的に取り組みを進めるため計画の更新を進める。また、上記取組計画の成果としてDXの推進環境が整備され、本格的にDXを推進する重要なフェーズに入ったことから、本市のDXのさらなる推進のため、取組の効果を評価・検証するしくみや手法を確立する必要がある。あわせて、策定から3年が経過したDX戦略について、本市DXの推進状況やデジタル技術の進展を反映した改定の検討を行う必要があることから、高度で専門的な知識や技術的な見地等に基づき、本市の状況を踏まえた適切な支援を得る必要がある。

以上の要素をふまえ、「技術点」に重点を置いた総合評価が必要となるため、技術点と価格点の比率を2対1とする。入札参加者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

$$\begin{array}{ccc} \boxed{\text{総合評価点} \\ (150 \text{ 点満点})} & = & \boxed{\text{技術評価点} \\ (100 \text{ 点満点})} + \boxed{\text{価格評価点} \\ (50 \text{ 点満点})} \end{array}$$

### (4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

### (5) 「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札者とする。

- イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合  
「技術評価点」のうち、評価項目「3仕様書要件に対する提案の小計」が最も高い者を落札者とする。
- ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「評価項目『3仕様書要件に対する提案の小計』」が同じ場合  
「入札金額」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

## 2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、必要に応じて提案内容の確認を行う場合がある。

### (1) 評価項目の大分類の設定、配点

各評価項目に対しての評価点数で判定するものとし、具体的な評価項目は「提案書評価表」のとおりである。

### (2) 項目評価の考え方

評価点数による判定は、各評価項目に対して「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」「0点」の6段階の評価点数で判定するものとし、本市で想定していたレベルの提案であれば「3点」とする。非常に高いレベルの提案は「5点」、非常に低いレベルの提案は「1点」、とし、基準点と「5点」及び「1点」との中間レベルの提案については、それぞれ「4点」、「2点」とする。記述・提案がないものは、「0点」とする。

また、評価項目の重要度に応じて、それぞれ1～5点の項目加重点を評価項目ごとに設定しており、評価点数で判定する各評価項目の項目評価点の計算は、「(3) 技術評価点の計算」の式にて行う。

各評価項目に対しての評価点数で判定するものとし、具体的な評価項目は「提案書評価表」のとおりである。なお、「提案書評価表」の「追加提案」の項目を除く各評価項目の評価点が、1項目でも0点の場合には、落札候補者としない。

### (3) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。

$$\text{技術評価点} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}$$

### (4) 提案書の不評価について

提案書の総ページ数が50ページを超えた場合、また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、「提案書の表現」を「0点」評価とするため、提案書の評価を行わない。なお、ページ数には表紙も含み、印刷した際の枚数を25枚以内とする。

## 3 入札価格の評価

価格評価点は次のとおり算定する。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{ 点} \times \left[ 1 - \frac{\text{入札金額}}{\text{入札予定価格 (税抜)}} \right]$$

※「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

なお、入札参加者の入札金額が本件の入札予定価格（税抜）を上回った場合は、その時点で失格となり、落札候補者としない。（提案内容の評価は行わない。）

#### 4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 評価委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと